

第32回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和7年12月12日（金）13時30分から14時30分

2 開催場所 大津市役所 本館5階 互助会会議室

3 出席農業委員（14名）

2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	本郷	忠史	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	已壽	委員
12番	濱田	博之	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	安井	善次	委員

4 欠席農業委員（4名）

1番	村田	省三	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
16番	石津	正嗣	委員

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（3名）

奥村	明之	委員
中村	清史	委員
西村	和彦	委員

6 説明員（0名）

7 傍聴人（0名）

8 議事日程

- 議案第131号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告第175号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第176号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第177号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第178号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第179号 農地の転用事実等に関する照会について

9 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査

10 議事概要

事務局長 定刻となりましたので、第25期第32回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日、マイクを何本か置かせていただいています。ご発言の際には必要に応じてお近くのものでご発言いただけたらと思います。

それでは、最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順になってます。本日は、議席番号17番上坂雅彦委員に先唱いただきますので、以後一齐にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は、中部選出の副会長であります大伴四郎左衛門委員にお願いいたします。この後の進行について、よろしく申し上げます。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は欠席がございまして、井上一夫委員、小谷英利委員、村田省三委員、石津正嗣委員。なお、上田委員が遅参されますので、在任委員18名のうち、ただいまの出席委員は13名でございまして、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことを報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

会長 <会長挨拶>

副会長 ありがとうございました。
 それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の
 規程により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いま
 す。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
 議事録の整理のため、発言に当たっては挙手していただき、議席番号と氏
 名を述べていただいた上でご発言いただきますようよろしくお願いいたしま
 す。また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモー
 ドに設定していただきますようよろしくお願い致します。議事が円滑に進行で
 きますようよろしくご協力をお願いいたします。

 それでは、大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署
 名人を指名させていただきます。

 13番 上野 壽久 委員

 14番 西村 浩 委員

 このお二方でよろしくお願致します。

 それでは、ただいまから議事に入ります。

 お手元に農地法第3条、第4条、第5条の許可要件を説明した資料を備え
 付けておりますので、許可、不許可の判断資料としてご活用ください。

 なお、本テキストは次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようご
 注意ください。

 まず初めに、議案第131号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
 についてを議題とさせていただきます。

 事務局の説明を求めます。

 <事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございました。
 それでは、説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請
 農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見
 をお願いします。

 まず最初に、No.1の木戸につきまして、地元委員よりご意見をお願いいた
 します。

委員 この案件でございますが、〇〇をされておられる方が譲受人というこ
 とで、当地区ではいろいろと活動を活発にされておられて、まず〇〇の役員
 もされ、また〇〇関係等の役も積極的にされておられます。また、数年前から
 〇〇を立ち上げたいということで活動もしておられます。その方が今回、事
 情があり、お買いになったということでございます。

 結果、現地確認に行きました11月24日、私と申請人とご本人で現地を

確認しました。写真のように、来期に向けてちゃんと耕作もされてまして、もう来年の田植は準備万端というところで、積極的に取り組んでおられる方でございます。ということで、私としたり何ら問題はないかと思っておりますので、ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.2の和邇今宿の件につきましては、地元委員よりご意見を願いたいします。

委員 11月22日に譲受人の〇〇さんと推進委員と僕と3名で現地を確認させていただきました。

写真のように、きれいに草刈り等がされています。10年近くススキが生えていまして、もう2mを超えてるような状態でした。僕もこの周辺で田んぼはさせてもらってるんですけど、なかなか管理もしづらくなっているような状況でしたので、きれいにしていただいたことで周辺で農業をされている方は非常にありがたく思っているところでもあります。

今後につきましては、来年すぐに果樹を植えられるというふうに聞いていますし、また一部野菜もされると伺っています。僕も近いところで作業等はしていますので、今後状況等を確認しながら見ていきたいなと思っているところです。ご審議のほどよろしく願いたいします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.3の坂本二丁目及びNo.4の穴太二丁目につきましては、地元委員は本日は欠席されておられますので、事務局でお聞きのことがあれば願いたいします。

事務局 本日地元委員が所用で欠席ということで伝言を預かっておりますので、私のほうでこの場で代読させていただきたいと思えます。

まず、No.3坂本二丁目のほうでございます。

こちら、11月30日に推進委員、譲受人の3名で現地立会いを行いました。当該地は、古くは譲受人が所有していた土地でしたが、資金繰りに困った時期があり、そのときに譲渡人に売却した経過があるとのことでございます。しかし、売却後も譲受人のお父様が小作契約を行い、これまで土地を守り続けておりましたが、今回売買の話がまとまったため、本申請に至ったものでございます。

譲受人は〇〇を営んでおられ、今後の耕作に必要なトラクターであったり、コンバインなどの農機具がしっかりと自宅に保管されていることも直接確認しております。当該地は水利が悪く、田んぼをするには不向きな土地ですが、今後は畑をされるとのことで、全く問題がないと考えます。

こちらがNo.3の意見でございます。

続きまして、No.4、穴太二丁目も私からご説明をさせていただきます。

こちら、去る11月25日に推進委員、譲受人の3名で現地立会いを行いました。譲渡人は、もともと地元に住んでおられましたが、ご結婚を機に転出されておられます。この土地は相続で取得されましたが、遠方にお住まいのため、防草シートなどを敷き、これまで保全管理をしてこられた経過があります。今回、申請地の真隣で自宅を建て直している譲受人と話がまとまり、本申請に至ったものでございます。農地のサイズ感も、家庭菜園をするにはちょうどよく、営農意欲も十分にある方ですので、何ら問題がないと判断します。

以上が預かっている伝言でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.5の黒津五丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 先日12月7日に推進委員と譲受人と現地立会いを行いました。

No.5の下、五丁目の〇〇は、従前から譲受人のお父さんが畑として利用されてまして、その一角を借りて譲受人が野菜や花を作っておられました。譲受人はガーデニングをされておるんですが、規模をもっと拡大したいということで思っておられたところ、譲渡人のほうから買ってくれないかという話がありましたので、このたび取得されることになりました。

その隣にある〇〇のほうの圃場につきましても一緒に買ってくれという話がありまして、今後ガーデニング業自体だけでは、そんな2枚も要らないということだったんですが、そういう話を仲間内でされたところ、みんな、私もちょっとさせてほしいというような話がございます、農園をみんなで使おうということで購入されるに至ったわけです。

写真を見ていただいたら分かるように、もう既にきれいにして、野菜とかを作っておられます。今後も頑張ってくださいという意欲がありますので、特に問題はないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 続きまして、No.6の牧一丁目、No.7、No.8の牧三丁目、No.9の堂一丁目、No.10の芝原二丁目及びNo.11の芝原二丁目、堂一丁目につきましては、非常にたくさんなんですけども、地元委員より一括してご意見をお願いいたします。

委員 それでは、6番から11番の6案件分をご説明させていただきます。

まず、1件目、23ページに位置図があると思いますけれども、事務局より説明がありましたとおり、現所有者さんというのが今〇〇にお住まいで、もうこちらへは帰ってこないということで、財産処分したいという中で、建

物、それから裏の山林、それから後で出てきます5条申請の農地転用とこの黄色で囲んだ当該地、この2番の矢印の下がちょうど家、L字になってるところがかやぶきの家と離れ、2番のところと1番のところは山林になってまして、その横が写真に写ってますとおり、農地でございます。

この案件につきましては、11月26日、5条案件と一緒に、隣接ですので立会いをさせていただきました。その日は、譲受人は仕事で来られなくて、代理人の〇〇が来られまして話を伺いました。ここにつきましては、今現況畑である農地を継続してやっていくということは、その場できちっと確認をさせていただきましたし、そのような現状でもありますので、特に問題はないかというふうに考えております。

次、7番目、8番です。

これも、11月26日、私と推進委員と相手方、譲受人、それとのお父さん、それから代理人の〇〇の方で現地立会いをさせていただきました。

この案件につきましては、今年の9月だったと思いますけれども、この真横のところの農地転用が譲受人のお父さんの名前で、〇〇の名前で、27ページの位置図でいくと右側、約〇〇㎡であったと思いますけれども、資材置場として農地転用されてます。その流れで農地をやってみたいということで、この隣の3筆を買って農地をしたいということのお話でした。

この方は〇〇にお住まいですので、大体車で40分前後はかかります。バイパスを通過して。それでほんまにできるのかということも含めて、現地できちっと話をさせていただきましたですけれども、隣が資材置場なので、その都度来てると。私も前の道路を通るとき、人影を見かけてるのは確かですけども、その人が農業するかどうかというのは分かっておりませんが、40分前後で来れるということで、この農地を活用して果樹あるいは野菜を作るといふことの前向きな姿勢でそのときはありました。

今後につきましては、その辺をよう観察して行って、ほんまにやるかどうかというのは確認していきたいと思います。現状では、この農地を活用してやるということについては特に問題ないというふうに感じました。

続きまして、9番から11番です。

これは、9番から11番の4筆ですね。これにつきましては、事務局から説明があったとおり、滋賀県が今現在本登記されてます。50年前、いろいろ問題があった県の開発公社のときの、関連してこの土地を取得したということらしいです。土地開発公社は農地を持ってませんので、所有権を借り取るという形で登記されてた。それが土地開発公社の解散によって権利移譲されたということで、現在は滋賀県に本登記をされてます。現在持っているのは、新駅問題対策・特定プロジェクト推進室というところが企画調整課にあるんですけども、そこが持っておられまして、早く処分したいということでした。

話を聞きますと、処分したいんだけど、他所の人にはなかなか処分できないので、まずは地元の〇〇に話しかけて、これを使う、あるいは買って

いただける方がないかということで話しかけたところ、このお二方が手を挙げられたということです。

現地は、12月3日、私と推進委員と、相手方、それから〇〇さん、それから県のプロジェクト推進室の〇〇さんという方で立会いをさせていただきました。

まず、この〇〇さん、公道の真下にある土地ですけれども、これはもう既に畑をされてまして、〇〇さんも地元の芝原町の〇〇をやられてまして、ここは農業組合の区域になってまして、この中で農業をされてるということで、継続してこの農地を活用していくということには間違いはないということで、特に問題ないと思っております。

それから、続きまして、〇〇さんの賃貸借の部分です。

これは37ページの位置図を見ていただきますと、〇〇番という土地があるんですけれども、これを見ていただきますと、ここは袋地になってまして、この地域は圃場整備ができてませんので、農道が隅々まで行き渡ってないということで、〇〇番については、要は田越しで出なければいけないということで、ここについては矢印の1番という、これは写真なんですけど、この1番の土地が〇〇さんが借りておられまして、この土地からなら田越しで〇〇番が使えるということで、ここについては賃貸借ということで滋賀県と話をされると。持ってしまいますと、現に借りてるところと契約が解除されますと、入っていけないということになるので、それは困るということで、持つことはできないけれども、借りることならできるとということで、〇〇番については賃貸借で契約をされると。ここについても、〇〇さんはこの区域の中で多くのところで耕作されてますので、特に問題ないと考えます。

それから、あと3筆です。

これも近郊の場所なんですけども、この3筆について。ちょうどこの〇〇と〇〇の間が〇〇と〇〇の字界でして、地番は違うんですが、同じ区域の農業組合ということで、この3筆については隣接地を〇〇さんが持っておられるということもあって、この3筆は取得をされるということで話がまとまったということで、売買されると。

実際、農業はこの周辺のところを、先ほども言いましたように〇〇さんが全体をやられてますので、特に農業についての意向、そういったものについては支障はないということでございます。

特に全てについて問題はないと思いますが、経過確認も含めて今後やっていきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員 17ページの1番のところの権利取得後の面積のところが2段になってるん

ですけど、これは何か意味があるんでしょうか。ほかのところは皆1段に書いてるんですけど、意味が分からなかったので教えてください。

事務局 今お話しいただいた17ページのちょうど左上の作付作物、作物別の面積、こちらでお間違いなかったでしょうか。

委員 はい。

事務局 こちらなんですけども、見にくくて申し訳ない。例えばタマネギは12㎡で、サツマイモは10㎡、豆は10㎡、ネギはその下の10㎡、それぞれやりたい作物が6つあって、書き切れないということで、こちらを見たときに分からなくはないなというふうに担当としては判断しましたもので、個別に書いていただいているところでございます。

以上でございます。

委員 分かりました。

議長 よろしいですか。
ほか、ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、お諮りさせていただきたいと思いますが、よろしいでございませうか。

それでは、諮らせていただきます。

No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第131号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定させていただきます。

続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第131号No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3についてですが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 挙手全員により、議案第131号No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第131号のNo.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第131号No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第131号No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No.7についてですが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第131号No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、No.8について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第131号No.8は許可することに決定いたします。
続きまして、No.9について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第131号No.9は許可することに決定いたします。
続きまして、No.10について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第131号No.10は許可することに決定いたします。
続きまして、No.11について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第131号No.11は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 それでは、説明が終わりましたので、11月26日に実施いたしました現地調査については、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委員 11月26日水曜日に一日立会をさせていただきました。現地確認において、代理人と地元委員と推進委員、事務局2名と私とで現地確認をさせていただきました。

牧の村の中へ入っていったところですが、これは資料では分かりませんが、入っていくのに車1台分、ぎりぎりのところを入れていきまして、この今申請を受けている土地まで行かないと車がUターンすることができません。傾斜がきついです。ドッグランのところまで入っていくのに。だから、このままでは、車を止めてバックで坂道を下りるようなことは不可能なような状態で、まして傾斜もあるところですので、申請時にこうあるのはそういうことかなと私も理解しました。

それとあと、隣の宅地ですが、ドッグランの地面よりも低いところに自宅がありますので、2階部分とドッグランの高さが一緒ぐらいになるような状態です。だから、ちょっと石が跳ねるとガラスへ当たる可能性もあるのかなというふうに思いましたが、代理人と隣地の方の間で話ができてるということで、その辺は話はされてるのかなというふうに判断しました。

ほかのほうも、この同一の譲受人さんが対応されますので、その辺も含めますと問題ないかなというふうに思いました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員のご意見もお伺いします。

No.1の牧一丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 先ほど、3条申請のときにもお話をさせていただきましたとおり、買われるのがこの宅地の〇〇、これが3番の写真で見えてます向こうの蔵とかやぶきでトタンをかぶせてある、これが〇〇になります。これはもともと〇〇

さんが持っておられた〇〇で、あと〇〇、それから本申請の〇〇、それと先ほど申しました〇〇など、これらを一団として売買をされるということで、一日立会委員もおっしゃったとおり、ここへ入ってくるのは急坂で車の回転場もないということで、宅地と書いている〇〇はもう車が止められないような状況です。

それで、47ページの計画を見ますと、車を置く、4台分と。舗装の部分についてが顛末案件、約半分。〇〇㎡ですけど、〇〇㎡の半分が顛末案件で、今ドッグランとか駐車場って書いてるところは現況畑をされてたような形状でした。ですから、顛末案件はよしとしても、ここを一体的に農地転用したいのだというような意思というふうに受け止めました。

排水については、確かにもう既にブロック積み、擁壁が下の家との段差がありますので、石積みをずっとされてますので、その排水が下へ落ちて、その排水が自然排水として近くの水路へ流れていくというような状況で、それについては隣接の方々には了解を得ているということでしたので、特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、お諮りさせていただきたいと思います。
No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、報告案件になります。
報告第175号から報告第179号並びに集計報告について、一括して事務局からの報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようでございますので、ご了解いただいたという
ことで、最後に全体を通して何かございますでしょうか。ご出席いただい
てる推進委員の皆様につきましても何かご意見等ございましたらよろしくお
願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようございましたら、これであとは進行のほうを司会のほうへお返
しします。よろしく申し上げます。

副 会 長 以上をもちまして第32回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたし
ます。

議事録署名委員

議 長（本郷 忠史 委員） 印

委 員（上野 壽久 委員） 印

委 員（西村 浩 委員） 印